

平成26年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成26年5月30日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月30日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 5月30日 午前10時45分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

| | | | |
|-----|-------|----|------|
| 1番 | 美馬友子 | 2番 | 麻植秀樹 |
| 3番 | 河野道雄 | 4番 | 籾公一 |
| 5番 | 国清一治 | 7番 | 山野忠男 |
| 8番 | 井出美智子 | 9番 | 大西一司 |
| 10番 | 川端雅夫 | | |

○欠席議員（1名）

6番 森本守

1 会議録署名議員

1番 美馬友子 10番 川端雅夫

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

| | | | |
|---------------|-------|--------------|------|
| 町長 | 中田丑五郎 | 副町長 | 福田輝記 |
| 参事兼 企画総務課長 | 伊丹眞悟 | 税務課長 | 前田泰子 |
| 建設課長 | 柳澤裕之 | 勝浦病院 事務局長 | 岡本重男 |

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成26年度川北簡水配水池等整備工事請負契約の締結
について

日程第5 議案第2号 平成26年度川北簡水今山地区水道管布設工事請負契約
の締結について

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につい
て

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）につい
て

日程第8 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条
例について

日程第9 町民の声に対する質問

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第10まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） それでは、皆さんおはようございます。

これより5月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

森本議員は欠席，井出議員から少々おくれるというような報告をもらっております。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月28日，徳島市で開催された廃棄物適正処理推進大会に私と美馬議員が，また同日，小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合定例会に川端議員と森本議員が出席いたしました。

4月4日，徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に私が出席しました。

4月14日，神山町で開催された勝名地区町村議会議長会臨時総会に私が出席いたしました。

5月23日，阿南市において開催された四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会に私が出席いたしました。

5月25日，大阪市で開催された近畿ふるさと会総会に国清議員，麻植議員，美馬議員と私が出席いたしました。

5月27日から28日まで，東京都で開催された第39回議長・副議長研修会に笹副議長と私が出席し，29日に開催された評議員会に私が出席いたしました。

次に，議員派遣報告書がお手元へ配付のとおり提出されておりますので，ご報告いたします。

それでは次に，監査委員から平成26年2月，3月，4月分の例月出納検査結果について報告書が提出されておりますのでご報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，伊丹参事兼企画総務課長，前田税務課長，柳沢建設課長，岡本勝浦病院事務局長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて、日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成26年勝浦町マラソン議会5月会議における会議録署名議員は、8番井出議員、10番川端議員の両名を指名いたします。

ちょっと小休します。

午前9時32分 休憩

午前9時34分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

もう一度申し上げます。

平成26年勝浦町マラソン議会5月会議における会議録署名議員は、1番美馬議員、10番川端議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。お願いします。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告をいたします。

5月会議、条例で定められておりましたのは、5月20日でありましたけれども、契約事務に伴う日程等により協議の結果、本日の開催となりました。議案は、工事請負契約2件でありますので、第一読会での詳細な説明により、第二読会での自由討論を省略し、スムーズな運営をお願いいたしたいと思っております。

なお、執行部におきましては、条例に定めております定例日に議案が出せるように、事務執行をお願いいたしたいと思っております。

以上、報告とします。

○議長（大西一司君） ありがとうございます。

ただいまの議会運営委員長の報告に、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第4、議案第1号、平成26年川北簡水配水池等整備工事請負契約の締結について及び日程第5、議案第2号、平成26年川北簡水今山地区水道管布設工事請負契約の締結についてを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成26年勝浦町マラソン議会5月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町勢の発展にご尽力を賜っておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、4月6日には、勝浦さくら祭り開会セレモニーが行われ、これにあわせまして生名谷川河川環境の整備の事業の完成記念といたしまして「さくらトンネル」の開通のテープカットもとり行われました。生名ロマンの会の関係者の皆様方初め、多くの方々の活動が実りまして、桜の名所としてことしもたくさんの方々がご来場され、満開の桜を楽しんでいたところでもございます。

4月9日には、生比奈小学校、横瀬小学校、そして勝浦中学校の入学式が行われまして、ことしは生比奈小学校の入学者が14名、横瀬小学校13名、そして勝浦中学校には37名の方々が入学をいたしました。これから元気に学び、健やかに成長されることを心から願っております。

また、4月15日には、戦没者慰霊祭がとり行われました。戦没者の方々、またご遺族の皆様方に対しまして、心からの哀悼の誠をささげますとともに、改めて戦争の悲

惨さと、幾多のとうとい犠牲があったことを見詰め直しながら、再び惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和の実現に努めてまいる所存でございます。

5月25日には、第21回の近畿かつうらふるさと会総会が行われまして、大西議長を初め、議員の皆様方、そして町民の方々の皆様方とともに参加をさせていただきました。

総会に続く懇親会では、ふるさと勝浦町談議に花が咲きまして、勝浦町出身者の皆様方との交流が深まりました。最後は、やっこ連の阿波踊りで大いに楽しんで終わりました。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、H26川北簡水配水池等整備工事請負契約の締結についてであります。

これは、川北簡水配水池等整備工事を施工するため、指名競争入札による工事の請負人を定め、その者と契約を締結するに当たりまして、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

次に、議案第2号は、H26川北簡水今山地区水道管布設工事請負契約の締結についてであります。

これは、川北簡水今山地区水道管布設工事を施工するため、指名競争入札による工事の請負人を定め、その者と契約を締結するに当たり、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終了しました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、議案第1号の詳細説明をいたします。

H26川北簡水配水池等整備工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

1, 契約の目的, 川北簡易水道における配水池等の整備。

2, 工事箇所, 勝浦郡勝浦町大字沼江。

3, 契約の方法, 指名競争入札。

4, 契約の金額, 金9,828万円。

5, 契約の相手方, 勝浦郡勝浦町大字中角字つい口31番地の4, 勝浦建設株式会社代表取締役廣安稔子。

参考資料といたしまして、裏に仮工事請負契約書の写しを添付しております。

続きまして、議案第2号の詳細説明をいたします。

H26川北簡水今山地区水道管布設工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

1, 契約の目的, 川北簡易水道今山地区水道管の整備。

2, 工事の箇所, 勝浦郡勝浦町大字沼江。

3, 契約の方法, 指名競争入札。

4, 契約の金額, 金8,964万円。

5, 契約の相手方, 勝浦郡勝浦町大字生名字東37番地, 有限会社勝水工業代表取締役尾花幸子でございます。

議案第1号と同様に、裏に参考資料といたしまして仮工事請負契約の写しを添付してございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（大西一司君） それでは、これより総括の質疑を行います。

質問のある議員は、それぞれの席でご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 議案第1号、議案第2号、これ書いてあるん読んだだけで、私でもちょっとわからんのやけんど、給水は配水のどこまで行とんじゃな。

○議長（大西一司君） 自席でどうぞ、答弁。そのまま、座ったままで。

○建設課長（柳澤裕之君） 水源地からこのたびの配水池、いわゆる水槽までのところまでは、現在はまだ管は行っておりません。管については、今工事中でございま

す。この春に、今現在工事中です。

○10番（川端雅夫君） ほいだら、この議案の勝建のほうが配水池等整備を、これはため池のあれをこしらえて、今度下げてくるんだらう。

○建設課長（柳澤裕之君） 下げる管については、もう発注済みでございます。

○10番（川端雅夫君） 発注しとんじゃな。

○建設課長（柳澤裕之君） 今、押上げ管と下り管は、2本は設置今しています。

○10番（川端雅夫君） ほなもう、ためる貯水槽だけ。

○建設課長（柳澤裕之君） 貯水槽と、それとそれに対する配管、敷地内の造成の、今造成もしよんですけども、造成の敷地内の配管とか、それから水槽、それから電気設備分です。それプラスして、下へ下りまして、水源地の電気設備とか配管を今回含めてございます。

○10番（川端雅夫君） ほな、議案第2号のところは、今吉平さんのあたりまで行っとるわな。あれから。

○建設課長（柳澤裕之君） あれから黒岩側とか、それからイチョウの木のそばの畑総の減圧水槽のところとか、それから川下、この部分もまだ布設が終わってないところの残りでございます。それで、今山分はもう完了というふうな含みになります。

○10番（川端雅夫君） ほいだら、黒岩と最終は接続するわな。ほいたら、今回の管の布設ちゅうのは岡山さんのとこまで行くんか、黒岩の並松ともうひとつ2つの水道があるでえ。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○10番（川端雅夫君） その黒岩の並松まで行くん。

○建設課長（柳澤裕之君） 配管については、黒岩の地区も一部入りまして●シコクダニ●……。

○議長（大西一司君） 課長、やっぱり図が要って、皆さんにわかるようにほんまはしてほしいかったんやけどな。ほかの人、何やわからん。あるんで。

小休します。

午前9時48分 休憩

午前9時49分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。



それでは、課長説明続けてください。

○建設課長（柳澤裕之君） お手元にお配りしたA3の横版がございます。

それで、まず議案第1号の分については、この緑のカクの部分の工事が議案第1号の工事の区間でございます。

まず、右下の部分については、ここは水源地でございます。水源地の造成工事とかは終わっております。それとか、あずまやの工事は終わっております。その中の敷地内において、水中ポンプとか計装設備、滅菌関係、発電機というふうな、主に機械設備の工事をやる予定でございます。

それで次に、左の真ん中辺ごろにあるんですけども、ここは配水池、いわゆる写真でも上にありますように、ステンレス製のいわゆる水槽を施工いたします。この写真にもあるように、下に配管とかいろいろありまして、このあたりも工事の内容に入っております。

以上が議案第1号の物件でございます。

続きまして、議案第2号については、カキ色の3つのカクが大中小とございます。それについては、ざっくり申しますともう管路と。真ん中の写真で見ると、道路を掘削して配管をするというふうなシンプルな工事でございます。

以上です。

○議長（大西一司君） 川端議員。

○10番（川端雅夫君） これごと黒岩のほうまで入っていくんじゃな。ほなもうつないだらええ状態にしとくん。それとも……。

○建設課長（柳澤裕之君） 黒岩の地区というのが、この図面で左下の濃い青で塗られた部分が黒岩地区のエリアでございます。黒岩の地区のエリアの手前まで、この赤い線が来ております。ここまで配管をするというふうなことで、最後つないだらええような形で作業は進めております。

○10番（川端雅夫君） ほれと、お宮からずっと滝花さんのとこまで行くんじゃな。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。お宮から東のほうへどんどん行って、山口さん越えたり、大柳さん越えたりして、その次の次の家かな、鉦山までは行かないということになってます。

○10番（川端雅夫君） ほな、これでもう一応の事業は、26年度でもう今山地区は完成するっちゅうことやな。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。来年度からは、試験をして給水すると。

○10番（川端雅夫君） 送水して配水するんやな。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。よろしいですか。

4番籓さん。

○4番（籓 公一君） この工事契約自身どうこうというんじゃないんですが、最近こういう土木関係の工事、人件費の高騰とかダンプが足らんためのいろんな値上げが新聞紙上なんかでは言われるんですが、この工事に関して、当初から予定しとったんに対して、かなりそういう影響、最近の物価高騰というような影響を受けたというようなことはありますか、この中で。

○建設課長（柳澤裕之君） いわゆる政府からの賃金の値上げということで、一応全体契約としては上がっております。それについては、既に議会の議決をいただいて、全体の増額はしております。その額以内で、一応発注はできよるということになっていきます。

○4番（籓 公一君） ということは、いわゆる想定しとる中での工事金額に終わるととることですね。前回のときに、2割ぐらい人件費上がるととる部分があるんと、以前に決めた部分があるというようなことだったんですが、今回の分は一応そのアップした分の中でやとるけども、想定しとる中と、範囲というような解釈でええんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） はい、想定範囲です。想定を超えた分については、また議会の議決を得ないかんので、今のところは想定の内と。消費税についても5から8というふうにも以前に計上させていただいていますので、そのあたりについては今のところ大丈夫です。

ちなみに、手間が足らんとか、それからいろいろ問題あるということが各地方でもありますけども、現在のところそのあたりは心配ないというふうなことで聞いております。また、材料についても早期発注して、業者については工場生産は前もってつくられるので、受注生産なので、そのあたりも今のところは心配ないというふう聞いて

ております。

○4番(節 公一君) 今、ちょっともう答弁してもろうたんやから確認なんですけど、いわゆる工期がおくれるというようなことは、ほなないということでもいいわけですな。今の答弁からいうと。

○建設課長(柳澤裕之君) はい、今のところおかげさんで早期発注させていただいて、年度内完了ということで頑張りたいと考えております。

○4番(節 公一君) 以上です。

○議長(大西一司君) この件について、以前もかなり工期おくれたり、机上の設計計画を組んで、実際に工事をやりかけたら思わぬようなアクシデントがあったり、いろんなことが想定されるって聞いたんですが、そこら辺のある程度の余裕はしかし見とかなんだら、きちきちの工程じゃとまた前の問題が出てくる可能性がなきにしもあらずということなんで、そこら辺課長よう気づけて配慮も要るだろうと思うんで、お願いできたらなと思います。確認の。

○建設課長(柳澤裕之君) はい、わかりました。

○議長(大西一司君) ほかに。

5番国清議員。

○5番(国清一治君) 委員会報告でもちょっと言わせてもろうたんですけども、今回定例日が変わったということで、私の委員長報告があつたんですけども、通年会議の一番のメリットは、年間通して会期が決まっていると、これ一つのメリットなんです。私も、はっきり言うてこの日、きょう行事は組んどつたんですよ。そういうことで、こういうことを簡単にやられたんでは困るんですけど、実際にこれおくれた原因は何なんですか。20日に間に合わなかった理由。

○議長(大西一司君) はい、どうぞ。

○建設課長(柳澤裕之君) 事業というのは、やはり国補関係の国費とかが関係するのがこの事業でございまして、やはり段取り的にどうしても設計関係から、それからいろんな業務について、どうしても今の時期でないと入札ができなかつたと。それと、工事大きい分については、閲覧期間も半月ほど必要だという部分で、申請関係、それから積算関係、それから閲覧関係を考えると、どうしても20日前後に提示できるような状況でなかつたので、まことに申しわけなかつたんですが、今回お願い

したということになります。

○5番（国清一治君） わかったようでわからんのですけども、これについて今後大小かかわらず契約変更っていうんはないですね。この工事に関して。

○建設課長（柳澤裕之君） 契約変更というのは、やはりあるかもしれませんが、そのときについては定例日に間に合うようにという形で対応すると、もちろんそれでお願いたいなと考えております。

○5番（国清一治君） ということは、ある可能性はあるっちゅうことやね。

○建設課長（柳澤裕之君） 当初契約、今契約を議決いただくために上程しているのですけども、すぐ今変更契約があるかと聞かれても、ちょっと答えにくいんですけども、やはり大きい工事をするんで多少の変更はやむを得ないものかなと。一応、内容変更でしまいできるものは、内容変更でしまいはしたいんですけども、ちょっとそのあたりは答えはお答えしにくいんですけどね。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、総括質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

まず、会議規則第129条第2項の規定による議員間の自由討議を省略をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより日程第4から日程第5までの2件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、日程第6、日程第7を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 報告2件につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号と報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により

まして、町長の専決処分事項の指定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

まず、報告第1号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律などが平成26年3月31日付で公布されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じたため、規定の改正を行うものであります。

次に、報告第2号は、平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,206万6,000円とするものであります。

これは、会計年度末において町債であります過疎債の借入額が増額となったため、地方債の限度額を補正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、以上提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明は終わりました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

報告第1号を前田税務課長。

○税務課長（前田泰子君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告をいたします。

改正の趣旨は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改する省令の施行に伴い、関係税目について所要の規定の整備を行うものです。

税制改正の項目で、地方税関係で特にポイントとなります3項目について報告をいたします。

1項目めは、地方法人課税の偏在是正です。

地域間の偏在性を是正し、財政格差の縮小を図るため、法人町民税の一部を地方交付税原資とすることとされており、この分配によって偏在が是正されるという内容の

ものです。法人町民税には、均等割と法人税割がございます。今回の改正は、法人税割の税率の改正でございます。現在の12.3%から9.7%に2.6%の引き下げでございます。

この改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2項目めは、固定資産税に係る租税特別措置です。

新築住宅と認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、新築適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長されます。一般住宅では、2分の1の軽減割合で、軽減期間は3年度分です。長期優良住宅では、2分の1の軽減割合で、軽減期間は5年度分であります。

3項目めは、車体課税の見直しであります。

軽自動車税については、総務省における軽自動車税の負担水準の適正化を反映し、税率の引き上げが行われました。今回の税制改正では、軽自動車税については平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し、約1.25倍にそれぞれ引き上げる内容でございます。

また、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行う内容でございます。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる内容でございます。

お手元に配付してあります軽自動車税の税率改正表についての資料をごらんください。

初めに、資料1をお願いします。

資料1の1番目は、原付、軽二輪、二輪小型についての税率改正の一覧表でございます。車種区分の現行税率と改正税率を示してございます。

2番目は、軽自動車及び小型特殊自動車の税率改正の一覧表でございます。車種区分の現行税率と改正税率並びに重課税率を示してございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。

軽自動車税の税負担の変化についてあらわしたものでございます。1から4までの4つの事例で示してございます。

以上が専決処分の報告でございます。

○議長（大西一司君） 続いて、報告第2号、伊丹参事兼企画総務課長お願いします。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 報告第2号、平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。

補正予算の歳入歳出金額につきましては、予算書の1ページのとおりでございますので、割愛させていただきます。

今回の補正予算は、平成25年度末において過疎債の借入額が予定額より増額配分となったため、地方債の限度額について補正をするものでございます。

4ページの第2表、地方債補正をごらんください。

過疎対策事業債の借入額が340万円増額となります。したがって、限度額を1億330万円とするものでございます。

それで、これの内容でございますけれども、予算につきましては7ページ、8ページ、ごらんください。

歳入につきましては、20款町債の土木債におきまして、過疎対策事業債340万円を増額いたします。

歳出におきましては、5款の農林水産業費の広域農道負担金90万円でございます。これ90万円。それから、林道開設事業の工事請負費250万円。これ、それぞれ過疎債を充当するものでございます。

以上で平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についての説明、報告といたします。

以上です。

○議長（大西一司君） それでは、報告第1号、報告第2号、報告事項でございます。

これについて、何かご質問ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、以上で2件の報告は終了しました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第8、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長国清一治君。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について、議会会議規則第11条の規定により提出をいたします。

提出者は、国清一治。賛成者、議会議員美馬友子、同じく麻植秀樹、同じく河野道雄、同じく籾公一、同じく森本守、同じく山野忠男、同じく井出美智子、同じく大西一司、同じく川端雅夫。勝浦町議会議長大西一司殿。

次に、議案について概要の説明をさせていただきますが、今回の改正につきましては、昨年7月から導入しております通年会期制が10カ月を過ぎた時点において、議会運営委員会や全議員による会議を開き、検証いたしました。また、執行部とも協議を重ねまして、定例日等の日程について調整をしてきました。

主な改正点については、旧定例会に対応していた会議月の7月、9月、12月、3月の4回制が歴年の前年に1回、後半に3回開催など、変則的にあったことなどから、4カ月ごとの3回制として、7月、11月、3月の開催とするものであります。このことにより、議員の一般質問の機会が減るわけなんですけど、執行部との協議をいたしまして、毎月の定例日の議案終了後に町の声として発言の機会を設けるということで、今回から実施するものであります。

また、決算認定の9月会議、当初予算審議の3月の日程が初年度より短くなっておりますけれども、このことにつきましては、今後予算決算審査特別委員会等の設置を求めておりまして、関連議案提出時に対応をするということで協議をいたしております。

各月の会議の日程については、執行部とも十分協議して行事、公務等の日を避けた日程となっております。

以上、提案理由といたしますので、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大西一司君） それでは、国清運営委員長の説明は終わりました。

お諮りします。

発委第1号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、日程第9、町民の声に対する質問を議題とします。

4番籾公一君の提出質問について報告をお願いします。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長(伊丹眞悟君) ご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の沼江の賃貸住宅についてということで、3点ほどご質問いただいております。

この中で、1点目、2点目合わせてちょっと答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、沼江地区の若者定住住宅の入居者の年齢、それから家族構成につきましては、昨今個人情報という規制がございますので、当然そういうものに該当してまいりますので申し上げられません。

それから、3点目の入居者の家賃補助対象の世帯ということでございますが、まず初めに今回の家賃補助の資格要件について、これまでも若干説明いたしましたけれども、改めてちょっとそのあたりを説明して、それに該当する世帯の数を申し上げたいと思っております。

資格要件でありますけど、まず1点目は夫婦世帯で夫婦のいずれかが45歳以下の世帯。それから2点目が、子育て世帯では中学生以下の子供を含めた2人以上の世帯。それから3点目が、世帯全員が住民登録をし、5年以上町内に在住すること。それから4点目に、世帯員に600万円を超える収入の者がいないこと。それから5点目に、町税、それから家賃その他、収納関係に滞納者がいないこと。それから6点目が、公的住宅補助を受けていないこと。それから7番目に、公務員でないこと。それから8番目に、世帯員に暴力団員がいないこと。こういうことが、条件となっております。

補助の内容につきましては、月額家賃が30%、家賃の30%の額としております。ただし、上限額を設けておりまして、夫婦世帯では1万円、子育て世帯では2万円を支給するというところで、3年間でございます。

それから、今現在の状況ですけれども、現在全12戸に入居がされております。この全員の世帯の入居者が、対象であるかどうかというのは、ちょっと現在のところ把握はできておりません。家賃補助の今現在申請されておる世帯数が6世帯ということで、4月から給付対象となっております。

これから、今後ですけれども、入居者の移動もありますので、この住宅家賃補助制度につきましては、住宅のオーナーさん、それから管理会社等もございますので、そのあたりの協力も得て周知をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大西一司君） もし、この件について節議員、関連した話があるんだったら、どうぞしてください。

○4番（節 公一君） 提出させていただいておりました入居者の年代別状況、また家族構成、これについては個人情報関係で公表できないというようなことで、その趣旨はわからないわけではないんですが、片やこの事業に対しては1戸当たり300万円の町費が出て、なおかつこの目的が若者定住対策としての事業ということなんで、それがその目的に合ってるかどうかというのは、どっかでチェックする必要もあると、これはここの場で言うつもりではないんですが、また別の機会で、やはり当然町のほうとしてもそういうことは、事業の目的に沿っているのかどうかというのはチェックせないかんだろうし、議会としてもこれはやっていかないかんので、全くその部分が公表されないというのは、問題があるんじゃないかなということは今ちょっと思いましたんで、そのことについては今後別の機会を捉えていきたいと思います。

それと、この質問以外なんですけど、町民の方からよく聞かれるんですが、大体家賃はどのぐらいで入れるんだろうかというようなことを聞かれるんですよ。部屋の間取りも何パターンかはあると思うんですが、細かいことは実際直接そちらのほうに問い合わせてもらったらわかると思うんですが、一般的に私らが大体このぐらいですよと、町民に答える範囲でどんなものぐらいなのかということと、ちなみにあの建物、マンションはどのような名称なんか、何ハイツとか、何々コーポとかとよくいわれるんですが、私ちょっと存じてないんで、そこの名前がわかったらちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（大西一司君） 答えれる範囲で、どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、名称ですけれども、ルミナスA、Bとして区分しております。それぞれ、6戸ずつございまして、1階が2DK、2階が3DKです。したがいまして、6戸ずつございます。

家賃でございますけれども、先ほど言いました1階が2DKでございまして、角部屋、これにつきましては4万6,000円、挟まれた中部屋につきましては4万5,000円、それから2階の3LDKですけれども、これも角部屋につきましては5万2,000円、それから中部屋、挟まれた間の部屋につきましては5万1,000円、この賃料で受け入れておるようです。

○議長（大西一司君） いいですか。

○4番（笹 公一君） 私のほうは。

○議長（大西一司君） 何か、この際このことについて、聞きたいことあったら。

どうぞ、美馬さん。

○1番（美馬友子君） 濟いませぬ、ここで聞くべきかどうかわからんのですけど、沼江地区になるわけですよ。そうしたら、区長さんがこの間もこの行事に参加、資格要件のどこなんです、区の行事に参加を言うてもええんか、また区費はどんなふうにするんだろうとか、またごみの掃除とか、どんなふうにするんだろうかっていうことが悩んどるようだったんで、それは行政として区長さんなり、区のほうにできる前とかできた後とかに、相談に行かれたことはあるんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 区費のほう、これは町とは直接関係ないんですけれども、区のほうで月に500円いただいておって、その分をいろいろ区のサービスとして入居者の方に提供しているようです。いろいろ区からとか、町のほうからいろいろコミュニティー活動であるとか、いろんなさまざまな行政情報を伝達するに当たって、組織が要りますので、おとつい入居者の方と町も入って地元の役員会とか、顔合わせ会をしました。入居者の方も来ていただいて、そういう代表者の方も1名、入居者の中で1名つくっていただいて、その人に回覧していただいたり、お世話をさせていただくということで、一応話ができましたので、全員来てはおりませんが、それぞれ来ていただいた方が来ていただいてない方の顔見知りかなりございましたので、連絡をとっていただくということで、周知をして、そういう連絡体制を今後

つくっていきますし、周知もできるようにしていくということに話はなっておりますので、これからできるだけいろんな機会に出てきていただいて、コミュニティーを図りながら、住みよく住んでいただけるような環境づくりをしていきたいと思っております。

○議長（大西一司君） これは、もう座った同士でええな。

ほな、この件よろしいですか。箆議員のは、もう全部終わったん。

続けて、どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、2点目の患者輸送車の事故の状況なり今の状況でございますけれども、ちょっと事故の状況、再度述べさせていただきます。

昨年10月5日、午後7時ごろですけれども、徳島市の大原町で発生いたしました患者輸送車の事故につきましては、現在の報告いたします。

事故の状況につきましては、患者輸送車が日赤病院に搬送途中、事故現場の交差点を右折、日赤のほうに曲がるため停車し、左右の通行車両の停止を確認しておりました。それで、右側から、日赤のほうからですけれども、勝浦のほうに左折してきた相手車両が救急車に衝突をしたもので、患者輸送車の右前方、それと相手方乗用車の右前方が破損して、双方が軽傷を負ったというような事故でございます。この事故につきましての責任でございますけれども、患者輸送車側の責任については、今のところというか、恐らくはないと思うんですけれども、警察とか裁判所からの刑事責任、それから行政処分が全くありませんので、緊急自動車としての適正な運行であり、過失はないというふうに判断しております。しかしながら、相手方の保険会社から患者輸送車の修理代につきまして過失割合を求められており、現在民事裁判となっております。当然のことながら、刑事責任がないと判断していますので、民事においても過失割合がないとして、患者輸送車が加入する全国町村会が裁判を起こして、現在係争中であります。

今後、どういう経過になるかわかりませんが、そういう方向で全国町村会が判断して対応しておりますので、私どもといたしましても徳島県の町村会と連絡を密にして裁判に対応していきたいというように考えています。

以上です。

○議長（大西一司君） どうですか。

はい、どうぞ。

○4番（節 公一君） 今の状況は、よくわかりました。

もしも、今の民事で、保険会社との関係ということですね。それで、保険の修理代の適用で、例えば七三とか、八二とか、幾らかの過失の分が患者輸送車側のほうにあるとした場合の保険金の支払いみたいなんが生じた場合、それは町が支払うようになるのか、それとも町が加入しとる何ちゅうんですか、今県のほうと言うたんですかね。要は、町が支払い義務が起きるようなことにはなるんですか、ならんのですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 基本的には、これ自動車保険双方かけておりますので、民事裁判で過失割合が決定しましたら、保険会社が支払うと、過失分を支払うと。私どもの保険金かけてますので、これについて払うことはないと思ってます。

○4番（節 公一君） 時期もわからんのやね、まだ。いつごろまでっていうんは。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） わかりません。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

それでは続いて、7番議員山野忠男君の提出質問について報告をお願いしたいと思います。

柳澤建設課長、どうぞお願いします。

○建設課長（柳澤裕之君） お答えいたします。

まず、①の3月下旬完成が現在も一部工事中である。おこなっている理由と完成見込み時期はということで、まず現在工事を施工している部分は、三溪そば屋さんの西側で、道路から一段上がった畑のところで、コンクリート壁とストーンガードを施工工事を現在施工中でございます。

おこなっている理由といたしましては、この工事に対して支障電柱、いわゆる電柱が曲がる物件がありましたので、業者を通じて遅滞なく電柱の移転の申請をしておりましたが、移転が3月末になってしまい、この部分の工事がおこなってしまいました。関係者の方々には、いろいろご迷惑をかけて申しわけなく思っております。

それでまず次に、完成見込みの時期はということで、現在契約工期については6月

末としておりまして、6月末には完成をしたいと考えております。また、ホテルまつり期間については、工事を休止するというふうなことで申し合わせはさせていただいております。

○議長（大西一司君） 続いて言うてください。

○建設課長（柳澤裕之君） 続いて、申します。

次、表の広域農道の①ということで、7工区橋梁工事中であるが、工事が遅い理由はということで、これ工事がおこなわれている理由というか、この全体を網羅してみますと、おこなわれている要因といたしましては、平成23年3月末にさかのぼるんですが、右岸のほうで掘削中に山側からちょっと崩壊があったりして、そのことも含めて右岸、左岸の橋台の山側部分の崩壊に対する工法の選択とか、そのあたりで不測の日数を生じたのが響いているのではないかと考えます。

また、橋梁区間の現在の状況といたしましては、橋台は2基とも完成しております。また、その上に乗ります上部工のH工、鉄の部分についても完成しております。現在においては、橋梁のコンクリート床板、上のコンクリートの板の部分については、7月末に完成する運びとなっております。

そこで、まだ橋梁で残っていて、現在発注している物件について、ざっくり述べます。

現在、発注している物件は、左岸、東側の橋台の取り付けの工事、それと橋梁関係で踏み掛け版について、橋台の近くに地中に座る踏み掛け版ちゅう板があります。その工事も残っています。また、本体工事が進むためにも、川の中に大型土のうをかなり投入しておりまして、その撤去が残っています。それぞれの工事については、年内に完了する予定であります。

それと、②について、7月末に予定の舗装も完成するのかということですが、7月末については、橋梁部の上面の舗装については完了いたします。今回、こうおっしゃりよる趣旨としましては、本線の舗装までということですが、本線の舗装については、今後県のほうで調査設計等を進めていくと聞いております。

以上、7番議員さんからの質問をお答えいたしました。

○議長（大西一司君） この質問について、何か関連した質問ございますか。

○7番（山野忠男君） 濟いませぬ、私も近いもんですから、たびたびバイクで上が





説明してくれた。それから、ジェネリック薬品に変更して、価格を安く提供してくれてうれしい、院内のときよりも早く薬ができると喜んでいただいている患者さんもいますというようなお話を聞いております。

また、調剤薬局では受け付け順ではなく、調剤が終了した順番でお渡ししていることから、そのことを患者様へ説明しまして、先に来ていた患者さんがいる場合に、誤解されないように気をつけているということもお聞きしております。

それから、課題と対応策ということでございますが、今後も患者様の声をお聞きして、課題や改善案、また院内で費用等を検討しまして、対応していきたいと考えております。

導入時にも説明させていただきましたが、院外処方の長所である重複薬剤や飲み合わせなどの説明による安全・安心な服薬、ジェネリック薬品への変更による患者様の負担減というようなことを患者様に周知するとともに、調剤薬局とも連絡をとりながら患者様の便利になっていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 何かありましたらどうぞ。

○5番（国清一治君） 丁重な説明をいただきましたが、私もこれいろいろ聞いたら4月段階で聞いたので、早そういう苦情があるのかなと逆に思ったんですけども、やっぱり道を挟んどるけん危ないというのと、雨のときに非常にまた梅雨の時期が来るんですけど、そうなったときにはこれ大変よって、議員さん何で賛成したんでちゅうけん、私も反対した覚えがありませんので言葉がなかったんですが、これは多分ほかの議員も数多く聞いとると思うんです。ほんで、私が一番困ったんは、私も町内で薬もらおうかと思って行ったらないと、この薬はないって、それはやむを得んのかなと思ったんですけども、後で取り寄せてもらったというようなこともあって、ほんで今から考えないかんのは雨対策を考えといてあげなんたら、病院私も親連れて行くんですけども、私も送り迎えしよんですが、送り迎えして、玄関で患者さんを乗せて、今度また薬局行って、そこで2段構えでせなんたら多分これはできんと思う。歩けん人が多いんで。そういう人の対応策をこれから考えてもらいたいなと、これはもう要望しておきますので、お願いします。

○議長（大西一司君） それでは、ほな続いて国清議員の質問で、柳澤建設課長に報

告をお願いします。

○建設課長（柳澤裕之君）　まず、県の新浜勝浦線の整備について、①の中山工区の進捗状況はということで、いわゆる一般県道の新浜勝浦線の中山工区の進捗状況は、3月議会でも申し上げまして、その予定どおりに徳島側から100メートル間の道路詳細修正設計業務を発注いたしまして、それで現在修正設計業務の成果が上がってきてまして、今週に用地幅杭を設置しました。それで、今週用地幅杭設置して、さあ次はどないするんなどということで、関係者に一応説明をさせていただきます。それで、用地関係者のご理解を得たら、次に補償物件の調査を行ったり、用地の面積を選出したりして、用地価格も決めて、それで用地交渉に至って、それから交渉が成立してから工事を発注するというふうな運びになるというふうに聞いております。

それで次に、中山工区の竣工の見込みはということでございますが、前の質問でお答えしました交渉成立後に工事発注の運びということで、相手がありますことから、工期とか竣工見込みの想定は相手によっていろいろ左右されますので、なかなか申すことができません。しかしながら、徳島県とか勝浦町としても今回のエリアの工事の完成に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君）　国清議員。

○5番（国清一治君）　課長、非常に答弁が上手だったと思うんやけど、内容は余りないよな。ほんで、相手があるっていうんは、これもうわかっどることやし、関係者これ3人でしょう。用地はできたという話でかかったと思うんです。価格は別としても。ほなけん、やっぱり工期っちゅうんは見込み立てなんたら、相手があるけんほんなんわかるかっていうんは、ちょっとおかしいと思うんやけどな。ほういう答弁でええんで。いつのことやわからんってこと、そら相手があるけんわからんと言えわからんけど、やっぱり目的持って県やってやっていかなんたら、県やってある程度約束しとることがあるんやけん。ちょっと、そこら答弁してください。

○議長（大西一司君）　課長。

○建設課長（柳澤裕之君）　ですから、3月議会で申したように、昨年度内に私どもとしても東側から3戸の用地関係者の方に直接会って、具体的な話をいたしまして、大筋の了解を得たから今回詳細設計測量を発注して、それで今回各論に入っていくと

いうふうなことになるんです。だから、総論について了解いただいとんで、次各論に入って個人個人で個人交渉をして、個人との交渉をして成立していくような運びになりますので、今その段階なので、工程どおりは進めていきたいなどはそら思うとりません。

以上です。

○5番（国清一治君） 目標は、年度内なんでしょう。前の答弁では、そうだったと思うんやけど。26年度内に中山工区の完了ということでなっとると思うんやけど。

○建設課長（柳澤裕之君） 完了するとは、言うてないと思うんやけどね。

○5番（国清一治君） その見込みもないっていうことですか。

○建設課長（柳澤裕之君） それは、鋭意に努力しよるけんね僕らは。はっきり言うて。

○5番（国清一治君） 別の場でまた言います。きょうは、置いておきます。

○議長（大西一司君） ええですか、ほな。

○5番（国清一治君） はい。

○議長（大西一司君） それでは、以上で日程第9，町民の声に対する質問を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第10，議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れでございました。

午前10時45分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員